

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

○ 一般競争入札を行う件

公
告

公告第200号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号。以下「会計規則」という。）第217条第1項の規定により公告する。

令和6年10月22日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂宏哉

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）
予定数量 2,400トン
- 調達をする特定役務の仕様等
入札説明書、脱水汚泥収集運搬及び処分業務委託共通仕様書（以下「業務委託共通仕様書」という。）及び脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（夜間便2号・セメント原料化）特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。
- 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 履行場所 県北浄化センター（福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 及び(2)の条件を全て満足している単独の者又は(1)及び(3)の条件を全て満足しているグループ（2以上の企業の集団をいう。以下同じ。）の代表者（入札に係る権限を他の構成員全てから委任された者をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 単独の者及びグループの構成員に共通する資格要件
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
イ 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けてい

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税分を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第186条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第167条第1項第1号、第2号、第4号及び第16号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県県北流域下水道建設事務所長から説明を求められた場合は、それに
応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの収
集運搬費及び処分費の合計額並びにその内訳金額を記載すること。
 - (2) 最低制限価格は設定しない。
- 11 入札書に記載する金額
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す
る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ
るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する
金額を入札書に記載すること。
- 12 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で、単位重量当たりの収集運搬費及び処分費の合計額が
最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を
決定する。
- 13 グループでの契約
- (1) グループにより入札に参加した者が落札した場合には、法第12条第5項の規定に
より、収集運搬及び処分業務を分担する各構成員と個別に契約する。
 - (2) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。
 - (3) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合
には、福島県県北流域下水道建設事務所長の承認を得て、当該グループの他の構
成員（以下「残存構成員」という。）が当該履行不能となった構成員の業務を履行し
なければならない。
 - (4) (3)の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、
代表者は、残存構成員全員及び福島県県北流域下水道建設事務所長の承諾を得て、
新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。
 - (5) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、福島県県北流域下水道
建設事務所長は契約を解除することができる。
- 14 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県県北流域下水道建設事務所
長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平
成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要
請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約
を破棄することができる。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Collection and
transportation of dehydrated sludge and disposal of sludge (night delivery
No 2: conversion of sludge to raw cement materials) 1 set (Planned annual
quantity: 2,400 tons)
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 3 December 2024

- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 2 December 2024
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Ken-poku Valley Sewerage System Facilities Construction Office, Fukushima Prefectural Government, 43 Ipponmatsu, Kamata, Fukushima City, Fukushima 960-0102 Japan TEL 024-554-2011

(総 務 課)